

令和5年度障害福祉サービス等事業者等集団指導

障害福祉サービス事業運営に係る 留意事項について（児童系）

三重県子ども・福祉部 福祉監査課
事業所監査班

説明内容（児童系）

- ▶ 1 定員の遵守
- ▶ 2 業務継続計画（BCP）の策定
- ▶ 3 衛生管理等
- ▶ 4 身体拘束等の禁止
- ▶ 5 虐待の防止
- ▶ 6 その他留意事項
- ▶ 7 事業所運営サポート型実地・運営指導（申込制）

1. 定員の遵守 (共通)

※放課後等デイサービス事業所に多い

(県条例第28条)

事業者は、利用定員及び指導訓練室の定員を超えて、児童発達支援等の提供を行ってはならない。

ただし、災害、虐待その他やむを得ない事情がある場合はこの限りでない。

(注意)

定員超過利用減算に該当しないからといって恒常的に運営規程に定められた定員を超えてはいけません。

2. 業務継続計画（BCP）の策定（共通）

【目的】

感染症・非常災害の発生時において、

- (1) 利用者に対するサービス提供を継続的に実施するため。
- (2) 早期の業務再開を図るため。

業務継続計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じる。

※BCP：Business Continuity Planの略

2. 業務継続計画（BCP）の策定（共通）

（1）**感染症**にかかるとの計画策定

- ①情報共有と役割分担、判断ができる体制の構築
- ②感染者が発生した場合の対応
- ③職員確保
- ④業務の優先順位の整理
- ⑤周知・研修、訓練

2. 業務継続計画の策定（共通）

(2) **非常災害**にかかると計画策定

① 正確な情報集約と判断ができる体制の構築

② 「事前の対策」と「被災時の対策」に分けて、各対策を準備

・事前対策（今何をしておくか）

設備・機器の耐震固定、インフラ（電気・水道等）停止時のバックアップ、地域等の連携

・被災時の対策（どう行動するか）

人命安全及び・事業復旧に向けたルール策定と徹底、初動対応

③ 業務の優先順位の整理

④ 周知・研修、訓練

2. 業務継続計画（BCP）の策定（共通）

（3）計画の見直し

定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うこと。

※ 令和6年4月1日より義務化

3. 衛生管理等（共通）

① 事業所における感染症の発生の予防及びまん延の防止のための対策を検討する「委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を設置し、定期的に関催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること。

3. 衛生管理等（共通）

- ② 事業所における感染症の発生の予防及びまん延の防止のための指針（ガイドライン）を整備すること。
- ・ 平時の対策（手洗いの基本、早期発見のための日常の観察項目等）
 - ・ 発生時の対応（発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所等、関係機関との連携など）を盛り込んだ感染対策マニュアルの作成

3. 衛生管理等（共通）

③ 事業所において、従業者に対し、感染症の発生の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

- ・ 研修プログラムを作成し、定期的な教育（年2回以上）を開催する
- ・ 実際に感染症が発生した場合を想定し、定期的（年2回以上）、発生時の対応訓練（シミュレーション）を行う。

※令和6年4月1日より義務化

4. 身体拘束等の禁止（共通）

- ① 身体的拘束等は、当該利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、原則禁止である。
- ② やむを得ず身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、並びに緊急やむを得ない理由、その他必要な事項を記録すること。

※②の記録が未作成の場合は、

「身体拘束廃止未実施減算（5単位／日）」に該当

4. 身体拘束等の禁止（共通）

令和5年4月1日以降は、次の③～⑤の一つでも未実施の場合も「身体拘束廃止未実施減算」になります。

③ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する「委員会」を設置し定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

④ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

⑤ 従業者に対し、研修を定期的に実施すること。

5. 虐待の防止（共通）

- ① 虐待の防止のための対策を検討する「委員会」を設置し、定期的を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- ② 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的を実施すること。

5. 虐待の防止（共通）

③前項①及び②に掲げる措置を適切に実施するための「担当者」を置くこと。

※令和6年4月1日より義務化。

6. その他留意事項（共通）

（勤務体制の確保等）

- ▶ 適切なサービス提供を確保する観点から、事業主が職場において行われる「セクハラ又はパワハラ等」により、従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずること。
- ▶ ※令和3年4月1日からの新設条項

参考にされたい内容

- ▶ 事業主が講ずべき措置の具体的内容
- ▶ ①介護現場におけるハラスメント対策マニュアル
- ▶ ②管理職・職員向け研修のための手引き
- ▶ ※厚生労働省ホームページに記載

6. その他留意事項（共通）

（人格の尊重）

事業者は、利用する障害児の意思及び人格を尊重して常に当該障害児の立場に立った支援の提供に努めなければならない。（県条例第4条）

※事業所内で障害児（特に高等部の児童）に対しトイレ介助やおむつ交換をする際は、仕切りを設置する、同性介助という配慮を行う。

事業所運営サポート型実地・運営指導 (申込制)

●対象事業所

- ・事業開始後 概ね6か月～3年程度の事業者
- ・事業種別は 訪問系、通所系
介護保険サービス：訪問介護、通所介護など
障害福祉サービス：放課後等デイサービス、就労継続支援A型、B型など

「事業開始後3年程度」や、対象種別は、概ねの目安です。
少しでも検討されている場合は、ご相談ください。

●受付開始 令和5年6月1日から

福祉監査課HPより申込用紙をダウンロードいただき、ご記入のうえ
福祉監査課 kansa@pref.mie.lg.jp までお送りください。

申込用紙には実施希望時期をご記入いただけます。ご希望に添えない可能性もありますが、できるだけ配慮させていただきます。

●実施方法 指導実施決定後の流れは、従来の実地指導と同じ

●実施場所 事業所を予定（感染症の感染状況に応じ決定）

日頃の事業運営の点検、見直しにお役立ていただければと思います。お申し込みをお待ちしております。

ご視聴いただきありがとうございました。

事業所内で情報共有

福祉監査課HPにリンクを貼った
入力フォームから「参加確認票ア」の
提出をお願いします。



参加確認票の提出（送信）は、
8月31日（木）までをお願いします。